

～安全点検怠らず 毎日愉快地 農作業～

県内においても、農業機械利用中の死亡事故が後を絶ちません。農業機械による農作業事故を防止するために

- ◎ゆとりをもって無理のない作業をしましょう。
- ◎農業機械使用前・後の点検・整備を必ず行いましょう。
- ◎進入路や段差等に十分注意し、転落・転倒事故を防ぎましょう。
※安全フレームなどの運転者保護装置は必ず装着してください。
- ◎一般道路を走行する際は、他の車両に十分注意しましょう。
- ◎農作業中の災害に備え、労災保険等に加入しましょう。

※労災保険は国の制度です。本町ではJAさつまに加入組合が設置されています。
【労災保険のお問い合わせ先】さつま地域農業管理センター ☎53-3907
さつま町担い手支援室 ☎53-1111(内線2427)

◆電子申請サービス開始

さつま町では、町民の皆さんがインターネットを通じて、住民票や税証明などの各種申請や届出ができる「電子申請システム」のサービスを平成18年4月1日から開始しました。

○電子申請とは
電子申請とは、紙で行われている申請や届出などの行政手続がインターネットを利用して実現できるようにするものです。

これまで、行政機関に申請や届出するには、書類を郵送するか直接窓口に向く必要がありました。

電子申請を利用することにより、窓口の業務時間を気にすることなく、24時間いつでもどこでも自宅や職場のパソコンから手続きが可能となり、窓口の手続きに要する時間を短縮できるメリットがあります。

このシステムについては、コスト面や事務の効率化を考慮し、鹿児島県と県内全市町村で共同運営している「鹿児島県電子申請共同運営システム」で開発・運用を行っています。

○電子申請システムを利用するにあたって

電子申請システムを利用するためには、「かごしまe申請ポータル」（鹿児島県電子申請共同運営システム）サイトに接続し、手順に従い申請手続きをしていただく必要があります。

かごしまe申請ポータルのアドレスは次のとおりです。

http://www.kaoshima-e-shinsei.jp/

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先

総務課情報システム係
☎1111 内線2413

◆国民健康保険税の2割軽減申請

国民健康保険税には、被保険者の所得内容により、税額のうち均等割と平等割を2割軽減する制度があります。

この2割軽減は申請制度で、7月が申請時期となっております。

軽減制度の内容については、世帯の合計所得が、次の場合に該当となります。

- ・1人世帯の場合 68万円以下
- ・2人世帯の場合 103万円以下
- ・3人世帯の場合 138万円以下

該当すると思われる方は、7月3日から7月14日までの期間内に申請してください。

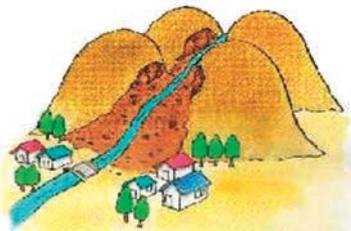
○問い合わせ先

税務課町民税係
☎1111 内線2111

◆お詫びと訂正
先月号の15ページに記載しました区公民館長・公民会長の紹介の「岩元公民会」「岩元涼一」は「岩元友江」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日



雨に注意!!

一般的に1時間に20ミリ以上、または降り始めてから100ミリ以上になったら、土砂災害の危険が高いとされており十分な注意が必要です。気象情報に注意しましょう。

危険箇所

家の近くにある土砂災害危険箇所を確認しておきましょう。もしわからなかったら、役場が県土木事務所へ問い合わせください。

避難場所

指定されている避難場所を確認しておきましょう。役場からの情報をよく聞き、必要な場合は早めに避難しましょう。

連絡先

- ◆さつま町役場 ☎53-1111
建設課 (内線2252～2254)
耕地林業課 (内線2432)
鶴田総合支所建設課 (内線4221)
薩摩総合支所建設課 (内線6141)
- ◆川内土木事務所 ☎23-5151

